

海外調査における聴取結果概要（未定稿）
（経済的支援に関する検討会関係）

各訪問先について聴取した結果のうち、主なものをまとめたものである。
詳細等については、訪問先から渡された資料等で確認の上、整理する予定である。

イギリス

．訪問先

内務省（Home Office）

犯罪被害補償審査会（CICA：Criminal Injuries Compensation Authorities）

．主な内容

- 1．テロ犯罪被害者と一般犯罪被害者との間における対応の相違
 ロンドン爆弾テロの被害者を救済する慈善基金（London Bombings Relief Charitable Fund）
- 2．国外での被害
- 3．支給内容
 - （1）犯罪被害補償制度において最高額の 50 万ポンドが支払われる場合
 ア．脊椎の損傷や脳機能障害により全身不随や植物人間になった場合
 イ．揺さぶられっ子症候群（shaken baby syndrome）
 - （2）犯罪被害補償制度において遺族に 5500 ポンド以上が支払われる場合
 実親、生計主、後見人（guardian）が犯罪被害により死亡した場合
 - （3）年金方式で支払われる場合
 CICA から年金で支払われている例はない。第三者が支払っているケースは以下のとおり。
 信託（trust）
 無能力者保護法廷（Court of Protection）による命令（First General Order）
 - （4）仮給付

フランス

．訪問先

司法省（Ministère de la Justice）

補償基金（Fonds de Garantie）

．主な内容

- 1．補償基金の沿革
 - 1951 年 創設 交通事故被害者に対する補償業務
 - 1986 年 テロ被害者に対する補償業務

1991 年 一般の犯罪被害者及び薬害エイズ被害者に対する補償業務

2002 年 アスベスト被害者に対する補償業務

2 . 財源

(1) 財源の内容

損害保険の保険料の一部、加害者からの求償、資金運用の運用益

(2) 加害者への求償権の行使

加害者が特定されている事案のうち回収できたのが 20%

3 . 申請から給付までの手続

オファー制度の導入

4 . 時効

犯罪が起こってから 3 年以内 (刑事上の裁判で有罪が確定した日から 1 年以内)

ドイツ

. 訪問先

連邦労働社会省

デュッセルドルフ援護庁

. 主な内容

1 . 理念、制度の位置付け

社会補償権制度 (Soziales Entschädigungsrecht) の一環としての位置付け

戦争犠牲者

軍務損傷を被った軍人

犯罪被害者

旧東独等における政治的理由に基づく抑留者

2 . 財源

税収入のみ。主に州政府が費用を負担しており、連邦政府は一部分を負担。

3 . 給付内容

(1) 年金

基本年金

職業損害補てん

調整年金

(2) リハビリテーション費用、介護費用、住宅改造費用、治療具、義肢・義足は、
犯罪被害補償から支給される。

(3) 他の公的制度からの給付との関係

4 . 時効

5 . 課題

アメリカ

．訪問先

司法省司法プログラム局犯罪被害者対策室（OVC）

ニューヨーク州犯罪被害者委員会（CVB）

．主な内容

1．テロ犯罪被害者に対する対応

（１）9.11 テロ

9.11 テロ攻撃により被害を被った航空会社に補償するため制定された航空運輸安全安定化法（The Air Transportation Act, 2001）に基づく補償。

OVC 所管外の特別の制度。

同一事件に関して受給資格のある全ての付带的補償制度（Collateral Source compensation、保険、社会保障・福祉制度などを含む。）からの受給額が減額される。

（２）国外におけるテロ犯罪被害者

国際テロ被害者費用補償制度（International Terrorism Victim Expense Reimbursement Program : ITVERP）に基づく補償。

国内の犯罪に対する補償制度（犯罪被害者法（VOCA）による補償）と同内容の補償（いかなる付带的補償制度でもカバーできない部分について補償する最後の手段）。

2．財源について

（１）VOCAによる補償の財源

犯罪被害者基金（The Crime Victims Fund）及び各州の負担。

いずれも主たる財源は罰金、特別賦課金等。

殆どの場合一般財源は使用されない。

犯罪被害者基金の財源の殆どはいわゆるホワイトカラー犯罪による巨額の罰金。

（２）NY州の場合

60％は犯罪被害者基金の援助。州の負担は40％。

州の財源は、罰金、特別課徴金、交通違反による過料、刑務作業による収益からの徴収など。

3．補償内容

全州において医療費、カウンセリング費用、休業補償、被害者の扶養家族に対する生活費援助、葬儀埋葬費用等が対象となるが、総額に上限が定められている。

4．課題

いずれの州も資金調達に困難を来しており、未解決の課題となっている。

医療費の高騰も要因の一つ。